

# 補助の主な要件

## 補助対象世帯

申請時において以下のいずれかの世帯

- 平成18年4月2日以降に出生した子(出生予定の子も含む)を有する世帯。
- 令和6年4月1日時点で夫婦のいずれかが49歳以下である世帯。

## 対象住宅の要件 このほか諸条件あり

① 次のいずれかの住宅(対象住宅)へ、令和6年4月1日～令和7年2月28日に住替えること。

### 新築型

- 横浜市内の新築住宅であること。
- 断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有していること。
- 土砂災害特別警戒区域外の住宅であること。

### リノベ型

- 横浜市内の既存住宅であること。
- 窓など全ての開口部がZEHレベル以上に断熱改修されていること。
- 耐震性能を確保した建築物であること。

② 市内の自己所有物件(持ち家)からの住替えではないこと。

③ 以下いずれかの契約を令和5年4月1日以降にしていること。

[新築型]「断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有している住宅」の工事のための契約や、取得するための契約

[リノベ型] 窓などの全ての開口部を断熱改修するためのリノベーションの契約や、断熱改修された既存住宅を取得するための契約

詳しくは補助制度のウェブサイトをご確認ください >>

横浜市省エネ住宅住替え補助制度



## 補助金額

補助金額 最大

対象住宅への住替え

横浜市外からの転入※1

再エネ設備の設置※2

150万円 = 70万円 + 30万円 + 50万円

※1：住替え予定者又はその子のうちのいずれかが予約申請または本申請時のいずれか早い日において横浜市外に住民登録されており、住替え期限までに横浜市外から転入した場合 ※2：太陽光発電設備及び蓄電池又はおひさまエコキュートを同時に設置する場合

## 申請の流れの一例（新築型の場合）

- ① 予約申請・本申請 — 専用フォームより申請
- ② 交付決定通知 — 申請内容の審査後、補助金交付が決定
- ③ 住替え — 所有権保存登記申請・住民登録の届出
- ④ 実績報告 — 専用フォームより実績報告
- ⑤ 補助金振込 — 実績報告の審査後、補助金請求・振込

- いずれも申請は「よこはま健康省エネ住宅事業者登録・公表制度」に登録され、または登録を受けようとする住宅事業者を通じて行います。
- 対象住宅に住替えた後の補助申請はできません。
- 各申請の期限は申請区分によって異なりますので、補助制度のウェブサイトをご確認ください。

窓口

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課  
横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル5階



045-451-7830

[受付時間]

9:00~17:00 ※土日祝除く

[メール] eco-house@yokohama-kousya.or.jp

詳しい要件はこちら

